

人のうごき

(41. 1月末現在)

人口 111,087

世帯 28,346

前月に比べ

434人 129世帯の増



発行所

柏市役所

柏市柏206番地

電話柏(67)1111代表

編集 総務部庶務課



柏市船戸地先に設置された交通安全アーチ

皆んなの願い
交通安全

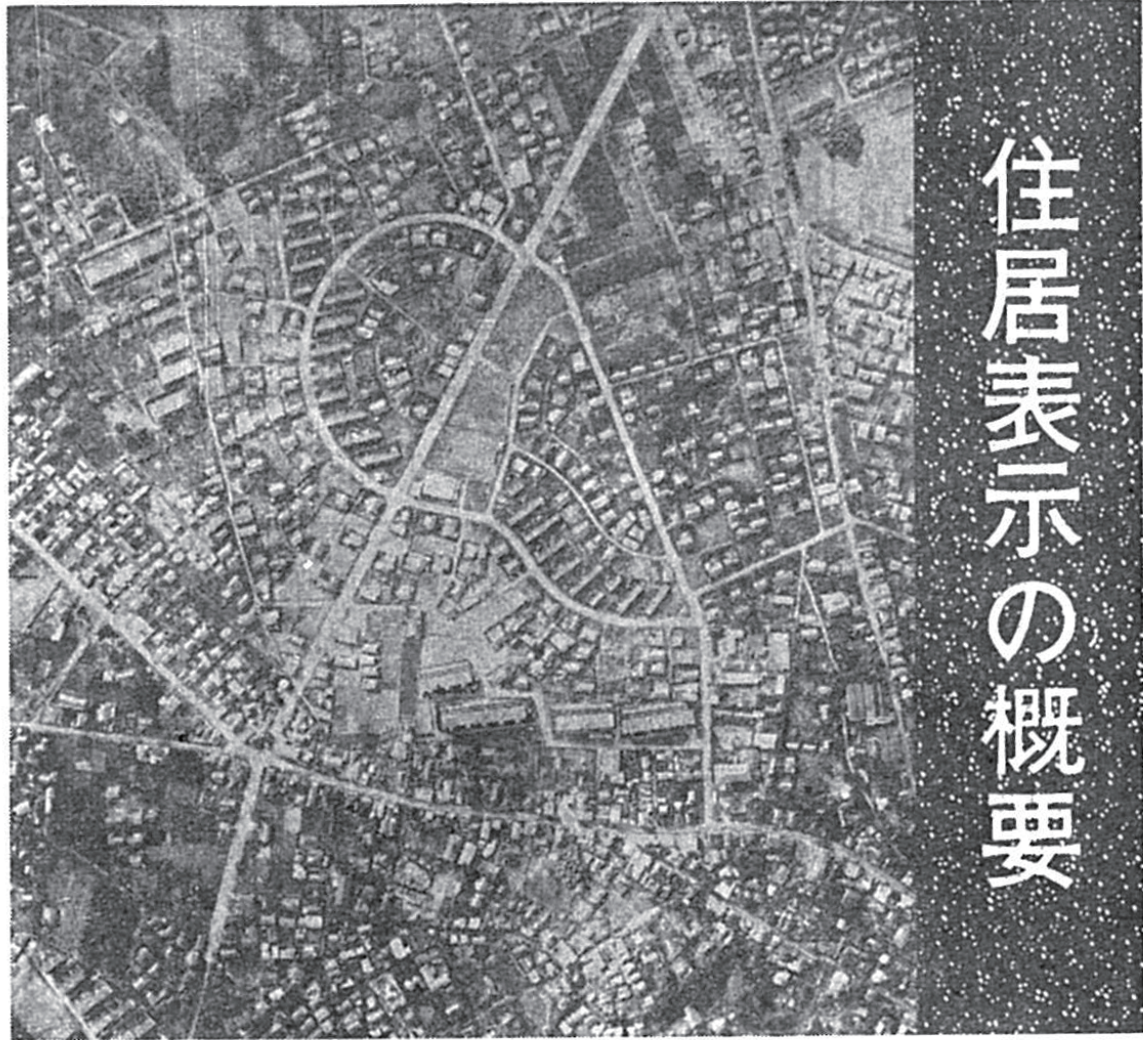
昨年の死因別統計によると「事故死」が死亡原因の第四位を占めその内でも「交通事故」によるものが一万二千人以上にのぼると報告されている。

この不名誉な、人間不尊重な、機械万能主義がもたらす人間疎外感からくる現代悪を克服しなければならぬ。

「世界の願い交通安全」(年間スローガン) 痛ましい交通事故から尊い人命を守る—まさに悲願である。しかし「願い」だけに終わってはならない。それには歩行者、運転者、雇傭者の知恵と総力を結集してひとりびとりの安全が確保されなければならない。

市内船戸十字路に写真のような「いのり」をこめて、交通安全アーチを岡本巧業KK(本社 東京都葛飾区小菅三の十九番の二十六号 代表取締役岡本利作)の好意と地元関係者の熱意により建設し交通安全を呼びかけている。

住居表示の概要



在準備しております。この仕事の内容に理解と協力を得られますよう、その概要をお知らせいたします。

番地の生いたち

私たちが日常使っている番地は今からおよそ百年ほど前（明治四年）土地をもっている人から税金を納めてもらうため、土地の符号「地番」としてつけたものです。その後、不動産登記制度の実施で土地の表示に用い、明治三十一年には戸籍法の改正によつて、住居の表示に使われることになりました。その際財産としての土地の符号「地番」と区別するために、さかさにして「番地」としたにすぎないものです。

地番制度の欠点

このように、地番は財産の符号ですから、不動産登記法が定める方法によつて変えることがたびたびあります。例えば、隣り合った土地を買った人は、この土地を自分の地番をつけてまともだと思えば「合筆」もできるので、今まであつた番地がなくなつたり、土地の一部を人に譲つたりした場合に「分筆」し、「〇〇番地の二」といつた枝番ができるし、もともと税金の徴収のためのものです。

することが最大の目標です。

大きな字区域

現在の柏市の住居の表わし方は大字と番地によつています。家数が少なかつたときにはこのような方法でもさして不便を感じなかつたが、大字の区域が広く、人口のふえ方もはなはだしく建物の密集してきた地域は、大字と番地のみでは、全然見当がつかなくなつてしまいました。したがつて、町会名で住居を表示する方法が多くとられるようになつてしまいました。これは正規の表示方法ではないので、何かの書類を提出するとき、例えば、住民票の正式な住所と一致していないことを指摘され書きなおさなければならなくなつたという経験をお持ちの方も多々と思われまます。

このようなことで、もし一刻をあらそう消防車や救急車がまごついたりしたら私たちの生活は、どんなに惨めでしょう。また、郵便や電報の誤配、運配で思わぬ迷惑を受けたいとも限りません。それというのも地番をそのまま住居の呼び名に「借用」しているからなのです。

新しい法律は、地番を本来の財産符号としてのみ使い、建物には別に新たに誰もがすぐわかるような番号をつけて、探したい家が時間の無駄なく見つけられるように

このように同じ所に住みながらいくつもの住居表示の方法があるということは、お互いの生活に大変不便であり「能率的、合理的」という現代社会のモットーを十分に生かすことができません。

新しい法律は、町の大きさを社会生活と調和のとれたほどよいものにして、町境にしても誰もが目で確かめられるようにすることを第二の目的としています。

ここで、お断わりしておきます

「ところ、ばんち」の混乱がいかに私たちの日常生活に不便、不利益をあたえているか、すでにお気付きのことと思います。それと、現在の住居表示の方法は、家の建っている土地（宅地）の表示をそのまま用いているので、地番が不動産登記法の規定により、土地所有者の意向しだいで変えられるので、飛び番や欠番が生じたり、同

一の地番に数十戸、数百戸の家が建てられたりして、混乱が生じてきたのです。

そこで、このような地番方式にかわつて、わかりやすい住居のあらわし方として、新しい住居表示制度が要請され、「住居表示に関する法律」が定められました。

柏市でも、この法律にしたがつて四十一年度から実施するよう現

が、新しい住居表示制度は、町会の組織区域とは関係なく、あくまでも住居の表示を合理的なわかりやすいものとして、日常生活の利便のために寄与しようとするものであります。

住居表示に関する法律

この法律は、これまでに述べてきた地番制による住所のあらわし方が、社会のほげしいうつりかわりによつて、大変不便で役に立たなくなつてきたために、いろいろな職場の人たちからの強い要望があつて、昭和三十七年につくられたものです。そして、この法律の目的は、住居のあらわし方をわかりやすいものにして、社会生活の便利と向上をはかるためのものです。

住居のあらわし方

建物の混んでいる地域を定め、市議会において住居表示を実施する「市街地」として指定し、その指定された市街地にある建物に「街区方式」か「道路方式」かの、いずれかの方法で住所をあらわします。

街区方式

町の区域を公道、鉄道、河川などの永く変らない施設ではつきり

区切り、順序よく街区符号と住居番号をつけ、この符号と番号で住居をあらわす方法です。

道路方式

町名を一切つけないで、その代り、すべての道路に名称をつけ、その道路の両側にある建物に定められた方法で順序よく番号をつけ道路名と番号で住居をあらわす方法ですが、柏市では、ご存知のとおりまがりくねつた道路が非常に多く、この方式には合ひそうにもありません。

わかり良い柏市

にするために

住居表示は、日常生活と深い結びつきがあり、誰にも必要であり大切なものです。それが、しばしば変るようなことがあつては、大変迷惑しますので、慎重に実行しなければなりません。そこで各界の意見を広くとり入れて慎重に実施するため、市長の諮問機関（相談役）として「柏市住居表示審議会」を設け町の区画、町名などをはじめ重要なことがらはすべてこの審議会にはかり、まとまつた意見を得てから市議会の議決を経て実施することになります。

新しい

住居表示になると

(1) 決定通知

新しい町（丁目）、街区番号住居番号がまきまると、市役所では実施の日を告示すると同時に各家庭に新しい住居表示は、このように変りましたという内容の「住居表示決定通知書」や住居変更案内用に使つていただく無料ハガキを配布いたします。

(2) 街区標と戸番標

各街区の角附近に町名、街区符号を記入した街区標示板を打ちつけます。同時に各建物の道路に面した位置に町名、街区符号、住居番号を記入した戸番標を張ります

(3) 公簿の書きかえ

関係の官公署では、新しい住居表示がまきまると同時に住民票などいろいろな公簿を書きかえます。なお、新築や増築などによつて出入口が變つた場合には、届出によつて住居番号付定の訂正をいたします。これらのくわしいことは市の条例で定めます。

(4) 新しい住居表示使用の義務

すべての住民は、新しい住民表示を使つていただくかなければなりません。

(5) 不動産登記

新しい住民表示は、財産としての土地や建物を表示する地番とは関係なく別に行なわれます。したがつて土地や家屋の登記については、町名は新町名、地番については従来どおりです。ただし、所有者の住所だけは新しい住居表示へ変更手続が必要です。この変更手続には、市役所で登記する証明書を添付しますと登録税は免除されます。

準備作業

についてのお願い

これまで述べてきましたように住居表示の仕事は、市民の皆さんの深いご理解とご協力を得て、初めてなし得ることです。市ではできる限り皆さまのお手をわずらわせず作業を進めるよう務めますが、新住居表示の決定や諸公簿の書きかえの資料とするため、世帯調査や住居番号をきめるに當つて皆さんの自宅の出入口の調査に伺いましたときには、ご協力くださるようお願いいたします。

三沢大火へ

三十七万余円集る

去る一月十一日、青森県三沢市は、大火により大きな被害をうけました。

この三沢市の被災者救援につきましては、市民の皆様の温い義損金（品）のご寄託をいただき、早速市当福社事務所では、義損金については、日赤千葉支部を通じてまた物資は、柏駅より現地にむけ

発送いたしました。ご寄託くださいました、市民の皆様は厚くお礼申しあげます。

義損金 三十七万四千四百四十一円
救援物資二百九十点
(二月十六日現在)



赤い羽根ありがとう

昭和四十年「共同募金運動」は、みなさんの心からの温いご協力によつて目標額（百六十四万四千円）をこえ、二百五万一千五百五十三円の成績をあげることができました。ここに報告をかねて、心からお礼を申し上げます。

金	1,542,482円
募	147,769
別	1,200
頭	169,290
人	5,237
人	184,735
域	840
校	
学	
の	
他	
計	2,051,553

臨時市議会開く

第一回臨時市議会は、一月三十一日に招集され、一般職の職員給与条例の一部改正（人事院勧告によるもの）原案どおり可決し同日閉会した。

複々線化を早く

促進期成同盟をつくる

輸送力の増強—これは現代の欲求、皆んなの願いです。
市内を南北に横断する国鉄常磐線の複々線化は、国鉄第三次長期計画で予定されていますが、より早く（計画年次の繰り上げ）より



安全（高架化）をはかるため、沿線の市町（柏、松戸、我孫子、流山）及び関係諸団体で「国鉄常磐線複々線化促進期成同盟」をつくり、二月十五日に設立総会が開かれ、規約、役員を決め、決議文（別項）を採択し、強力な運動を展開することになった。

決議

首都東京の郊外地域である松戸市、柏市、流山町および我孫子町は、近時急激なる発展を示し、人口が急増もまた著しいものがあるこの地域を通る国鉄常磐線は、現在一般旅客、通勤、通学者、貨物の輸送において、既に限界に達している。我々地域住民は、今後更に増大するこれら人と物の輸送力を確保し、その安全を期し、更には沿線地域の健全なる発展に資するため、次の事項を実現するよう国および国鉄当局に強く要望するものである。

(一)国鉄常磐線の複々線化工事を昭和四十四年度末までに、茨城県取手町まで完成し、併せて市街化地域については高架化を図ること

(二)常磐線の当面の緊急対策として編成車輛の増結、時隔の短縮、車両の改善を行なうこと

昭和四十一年二月十五日
国鉄常磐線
複々線化促進期成同盟

固定資産の縦覧を 課税台帳の

昭和四十一年度固定資産課税台帳の縦覧を、次のとおりおこなっておりますので、おしらせいたします。

一、縦覧の場所
柏市役所総務部税務課

二、縦覧の期間
昭和四十一年三月一日より三月二十二日まで

なお、土地及び家屋については、地目変換、増改築等により、前年と異動があつたもの以外は変わりません。

税の申告はお早めに

申告については、現在共同納税相談を実施し、松戸税務署、及び柏市役所税務課で受付をしております。

すでに提出済の方もありますが、まだ提出のすんでいない方は、出来るだけ早く提出してください。

期限間近になりますと、例年受付場所が非常に混雑し、説明の必要な方は、十分な説明も得られない場合があるかと思いますので、そのような方は早く会場までおでかけください。

なお、期限内に提出いたしませんと、税について不利な取扱いをうけることがありますので、必ず期限内に提出をお願いいたします。

申告書を提出する際には次のよう

な事をご注意ください。

一、所得税確定申告書を提出する方のうち市役所での受付取扱については次の(イ)は原則として取扱いませんので、該当する方は証拠書類持参のうえ、松戸税務署会場までおでかけください。

- (イ) 商工業及び医薬、弁護士など自由業を営んでいる方。
- (ロ) 譲渡所得及び不動産所得のある方で、税務署で所得確定のすんでいない方。

二、提出する際には、次のことにご注意ください。

(イ) 記載のすんだ申告書は、十分検討の上提出してください。

(ロ) 申告書にもとづいて、四十年一度の市県民税を計算いたしますので、記載の間違ひによつ

て不当な税の負担がないよう十分注意してください。

(ロ) もし提出後に、記載等に間違いを発見したときは、できるだけ早く市役所税務課においての上係員に申しでてください。この際には、前に提出した控を持参してください。

(ハ) 給与所得の方で、給与分については報告書の提出があり、そのほかの所得についても、特別徴収希望の方は、申告書の所定のらんに勤務先の所在地、名称をはつきり記入してください。別徴収の手続がおくれますので十分注意してください。

(ニ) ご自身で記載のできない方は、代筆もいたしますが、この場合でも、住所、氏名は必ずご自身で記入してください。

△申告書提出期限
三月十五日

△所得税確定申告
三月二十二日まで

△事業税、市県民税
三月二十二日まで

知つておきたい法律問題

交通事故訴訟七つの質問 (1)

交通事故とよばれるほど交通事故が多い今日、私たちはいつ交通事故にまきこまれるかも知れません。

不幸にして事故の被害者となつた場合には、損害賠償をうけて、せめてもの満足をはかるほかにわけです。

損害賠償金の支払について、加害者側に誠意がなく、また、自分の方には責任がないなどといつて全然支払おうとしない場合や、支払額についており合わないような場合などは、被害者は裁判所に損害賠償請求の訴えをおこすことによつて、権利の保護を求めることが

交通事故とよばれるほど交通事故

が多い今日、私たちはいつ交通

事故にまきこまれるかも知れませ

ん。

不幸にして事故の被害者となつた

場合には、損害賠償をうけて、せ

めてもの満足をはかるほかにわ

けです。

損害賠償金の支払について、加害

者側に誠意がなく、また、自分

の方には責任がないなどといつて全

然支払おうとしない場合や、支払

額についており合わないような場

合などは、被害者は裁判所に損害

賠償請求の訴えをおこすことによ

つて、権利の保護を求めることが

できます。

その場合とくに問題となる点を中

心に問答の形で説明してみます。

一、問

ある会社の自動車にはねられて負

傷しましたが、会社の方では、従

業員が就業時間後勝手に車を持ち

出して事故をおこしたのだから会

社に責任はないといひます。

そうなのでしようか。

答

従業員がおこした自動車事故に

つき、雇主が、どのような場合に

責任を負うかは、かなりむずかし

い問題があります。

原則的には、その運転が広い意味



国道6号線の交通事故現場

で雇主のためにされている場合に生じた事故につき、雇主に責任があるということになります。裁判所は、被害者の保護のため雇主の責任を広く認めようとする立場から、無断運転であつて、従業員はもつぱら自分のためだけに運転していた場合でも、結局、運転した者が従業員であり、車が雇主のものであれば特別の事情のないかぎり雇主に責任があるとしていふことがつて、質問の場合も会社に責任がある事例と思われまふ。

検察へ

審査で正しい

民の声

二、問

交通事故で負傷しましたが、警察

の調べでは、被害者である私の方

が過失の程度は大きいということ

で、加害者は検察庁で不起訴処分

になつたとききました。

このような場合でも損害賠償を求

めることができるでしょうか。

答

できます。

被害者側に過失があつても、加害

者に過失がある以上、たとえそれ

が軽い過失であつても、加害者は

生じた損害の賠償をしなければな

りません。

この過失は被害者の方で立証する

ことになります。

しかし、事故をおこした車が軽自動車以上のもので、事故により、身体生命が害された場合は、被害者が加害者の過失を立証しなくとも、加害者の方で、運転に關して注意を怠らなかつたこと、被害者または第三者に故意過失があつたこと、自動車に欠陥がなかつたこととの三つを全部証明しないかぎり被害者の請求が認められることになつております。

一方被害者側に過失があつたときは、裁判所が賠償額を定める際これを考慮することができまふ。

たとえば損害額は百万円であるが被害者の過失が大きいから五十万円でよいというふうに定めるので

す。

三、問

私の夫が自動車事故で死亡しまし

た。

こちらは損害金や慰謝料として三

百万円請求しましたが、加害者の

方は自動車の強制保険金百万円を

もつてきただけで、法律に定めら

れている保険金を支払つた以上、

もはや責任はないといひます。

そうなのでしようか。

答

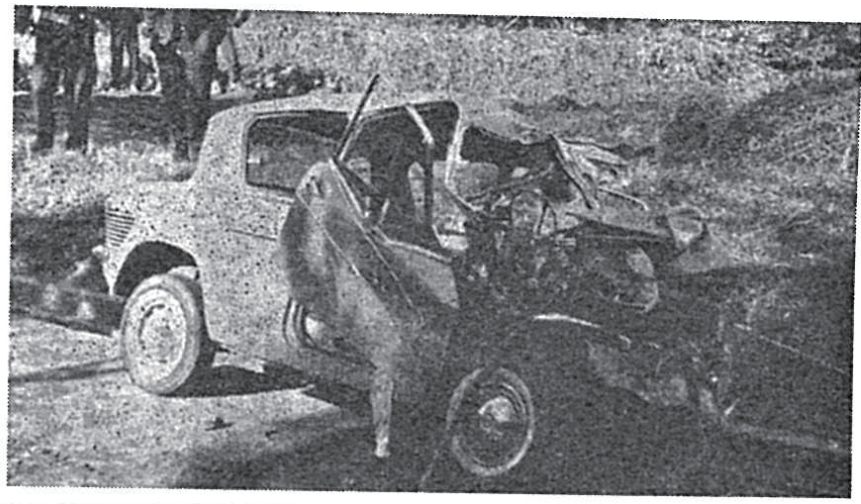
加害者の言い分は間違ひです。

自動車損害賠償保障法は死亡の場合

合支払われる保険金額を百万円と

していますが、これは損害賠償額

の最高限をきめたものではありません。



の最高限をきめたものではありません。これ以上の損害が生じたものであれば、加害者はこれを支払う義務があります。

そして、すでに支払われた保険金は賠償金の内入金となりますから問の場合、損害額が三百万円であることが証明できれば、裁判所はあと二百万円の支払を加害者側に命ずることになります。

なお、二問のような場合不起訴処分に不服のある方は、検察審査会に審査の申し立てをすることができまふ。

この過失は被害者の方で立証することになります。

戦没者の遺族の方へ

戦没者の妻で、昭和三十八年四月一日に公務扶助料、遺族年金、遺族給与金等をうけている方、またはうける権利のある方に、特別給付金(額面二十万円、十年償還の記名国債)が支給されます。

すでに皆様は受給中と思いますがまだ請求をされていない方は至急手続をしてください。

この手続きは昭和四十一年三月末で時効となります。

◎昭和四十年四月一日までに弔慰金をうけた方で、遺族の中に公務扶助料、遺族年金等をうけている方がない場合に、特別弔慰金(額面三万円、十年償還の記名国債)が支給されます。

例△妻の場合
戦没者の弟等と氏を改めない再婚をし、遺族の中に、昭和四十年四月一日現在、公務扶助料等をうけている方がない場合。

重度し体不自由児に

福祉手当を支給

このたび、千葉県重度し体不自由児福祉手当支給規則が公布施行され、家庭で介護されている重度し体不自由児の生活向上に寄与する趣旨で、県から福祉手当が支給されることになりました。

この制度のおもな内容をお知らせしますので、おしりあいにも知らせ、柏市福祉事務所にお問い合わせできるだけ早く請求の手続きをしてください。

一、手当を請求するには
福祉事務所へ手当の請求用紙がありますから、必要なことをかいてだしてください。

二、重度し体不自由児とは
二十才未満の人で、身体障害者手帳の交付をうけ、二級以上のし体不自由の状態にあるものをいいます。

三、手当を請求できる人
(一)重度し体不自由児の世話をしている父または母
(二)父母がともに世話をしていると
きは、その重度し体不自由児の生計を主にまかなっている父、または母
(三)父も母も、重度し体不自由児の生計をまかなっていないときは主に世話をしている父、または母

△子の場合

弔慰金をうけているか、または昭和四十年四月一日現在弔慰金をうけた母が死亡、あるいは再婚してをり、祖父母も死亡、本人を含めて、公務抄助料等の受給者がない場合。

△兄妹、叔父叔母の場合
弔慰金をうけたのみで、公務扶助料等をうけていない場合(昭和二十七年四月一日に、戦没者の妻、子、父母等がいなかった方)父母が弔慰金を受給、その後(昭和二十七年四月一日以後

死亡の場合は該当しません。

軍人恩給について

旧軍人、軍属の恩給法等の一部が改正になりました。

加算年が不足の為資格のなかった方でも、改正により請求できる方もあると思います。

(一)昭和二十年九月二日から引続き海外にあつた在職期間の計算は帰国するまでの在職期間の一月つき一月の数を加える。

(二)二月を二ヶ月と計算します)

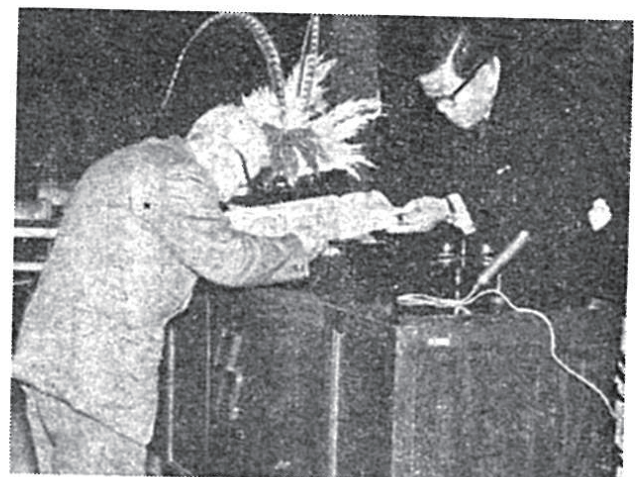
(三)昭和二十年八月九日から昭和二十年九月二日までの満洲、樺太北緯三十八度以北の朝鮮で、戦斗力構成に参加従軍していた、服務期間の一月につき三月を加える。

国保優良家庭

二百六十一世帯を表彰

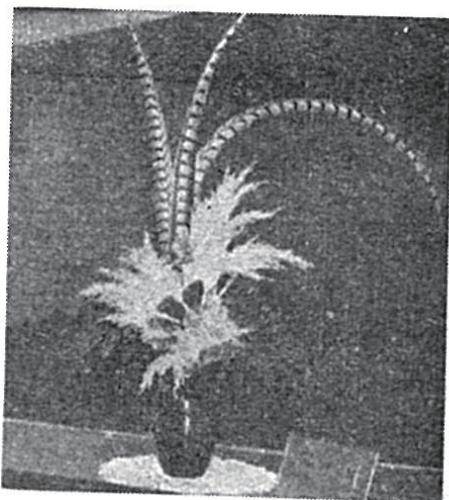
昭和四十年年度中に病氣にかからなかつた家庭で、保険税の完納者を表彰する第五回国民健康保険優良健康家庭の表彰式が二月十七日市役所大会議室で行なわれました。

今回表彰された家庭は、加入八千七百七十六世帯のうち二百六十一世帯でした。



「うるおい」

毎週日曜日の夜市内の生花の先生(池坊)が市役所を訪れ、玄関受付前と市民相談室に生花の無償奉仕が続けられ、訪れる人々と職員に「ほほえみ」をなげかけている。



訂正

二月号の「人のうごき」欄の世帯数は、二万八千二百十七の誤りにつき、お詫びして訂正します。